

第四回 宜野湾村議公臨時議公々議録

一日時 一九五五年六月三十日

三十五年七月四日
三十五年七月九日

一場所 宜野湾村役所ト於テ

出席議員 一 前川朝保 二 澤城安良 三 古波藏信雄

五 又吉逸助 六 上間守清 七 泉水朝正

八 名城三三 九 長瀬真竜 一〇 島袋全正

二 米須清和 三 比嘉森康 四 松川栄昌

一四 新城正博 一五 伊波一夫 一六 大川盛二郎

一七 天久盛光 一八 宮城 弘 一九 知念俊三

欠存議員 一 平安座唯正

參與員 村長 知念清一 助役 吳屋 眞徳 収帳 仲村 春松

一 提出議案

議案才三辨 元五年度 宜野湾村歳入歳出豫算議定トシテ

議案才土辨 一九五五年年度 宜野湾村歳入歳出豫算追加トシテ

議案才五辨 一九五五年年度 宜野湾村歳入歳出決算承認トシテ

議案才五辨 一 五五年年度 村税欠損處分トシテ

議案才五辨 宜野湾村 委員会 公條例設定トシテ

議案才六辨 宜野湾村 議公職員 定数條例設定トシテ

議案才七辨 宜野湾村 部許設置條例設定トシテ

議案才七辨 宜野湾村 吏員 定数條例設定トシテ

議案才九辨 宜野湾村 已設置條例設定トシテ

議案才十辨 宜野湾村 選挙管理委員会 定数條例設定トシテ

議案才三辨 宜野湾村 報酬及び費用 辦償の額並にその支給

方法を定める 條例設定トシテ

議案才三辨 宜野湾村 給料及び旅費 並にその支給方法を

定める 條例設定トシテ

議決の要旨

議長 午前十時五分議公開会を宣す

出席議員の報告をなす

村長 助役 収入役を参興として報告をなす

議事録署名者名入りの選定方法を諮る

議長 指命を唱ふ

議長 全員の同意を得 三洲川朝保 一ニ比加木林京ヲ

ニ名を議事録署名者名入として指命す

書記をして議案を配付せしめ議案第廿五号を行議

す三百を宣し同案を朗讀せしむ

十四番 元五年六月三日並道倉手七月五日に監査するに諸帳簿

共何れも相違ない事を監査委員とぞ報告

致します

二番 只今会社の検査は報告あり未納分は徴収

不能なる事を質す

議長 当局へ説明を求む

十三番 未納の理由は徴収不能であるか否か可能なる者認められ

るものありて努めて完全を徴収するやん致す之目前に

説明をなす日下二二七四五五五二ニ奉納に於てあり

を説明をなす

議長 議案第廿五号は議案第廿五号と関連するべく是を

同時に行議する日を宣し書記と同案を朗讀せしむ

参興三番 議案第廿五号の説明をなす

一五番 未納者の内私出者か否か不箇何として如何なる処置

を請ひてはるかを問ふ

参興二番 念地町町長公に於て転出の際納税証明を所請して

るに付れば受入れのやうの中合せは町税法に従つ

て徴収しは付はらうに於て良き成果を上げ得た

くて遺憾も思つてゐるけれども色々と手を盡し成果を

上げ、ある事を答ふ

七番

議案第11号を見よ。賦課されるべきでない者が賦課されてる。おこれば当局の事務の粗漏でないと思はれて今後斯かる事務の粗漏がなからぬやう努めて見よ。と述す。

参事

賦課されるべきでない者は救済者として不明と記され者。おの思考されます。救済者とは賦課当時非救済でなく徴収時に救済となつた者で尚不明とは在籍してゐるから何處に行つたの不行衛が不明であり徴収出来ない者が事務の粗漏ではない事を述す。

一五采目

徴収可能と認められるものは極力徴収し如何とも出来ない者。又りに止められぬ分を認められれば今後納税思想面に悪影響を及ぼすものと憂慮されるものと述す。

議長

議案第11号及び議案第12号は研究を要すると思考する。休会して研究会に移しては如何と諮る。

全員

異議なし

議長

全会異議なし。休会する日を宣す。土時五十分。議案再議を宣す。一時五分。

議長

研究会で充分研究致しおの議案第11号及び第12号を同時に原案通り議決しては如何と諮る。

全員

同意す

議長

全会同意。議案第11号及び第12号を同時議決する日を宣す。

議長

議案第11号を付議する日を宣し書記に同案を別議せしめ議案第12号の説明を当河に求む。

参事

三款納骨堂建築費のつて説明を乞ふ。

野嵩

の戦予によつてなつた方その仮埋葬されおのの埋葬場をアメリカ人キリスト教牧師が幼稚園及修道院を建設しぬく土地主の承諾を得て願ひ出たので従つて仮埋葬されおの納骨堂を別所に建設しなすればならぬ。事になりアメリカ牧師が一万円出すの難いお氣持に感服し村として支出費として一万円を出し

計三内を以て納骨堂を建設するに際して豫算に訂正し
てあり認め、或る方候ひするにありと述べ

二番 只今村長の説明に戦子犧牲者の納骨堂の建設其旨とし
訂正されたと云ふ事は人同様の行為であるに敬意を表す
るも、でありました不後埋葬場の骨丈は上より下村内各所
には未だ散在してゐる骨も相当あるものと思つて其の骨
も安置する程の納骨堂を建てて貰ふべく希望し原案
通り議決し度いと述べ

議長 只今の二番議員の御意見通り議案オ十并は原案通り
議決しては如何と述べ

全員 異議なし
議長 異議なし
議長 議案オ十并を行議する旨を宣し書記は同案を
を宣す

三番 議案オ十并の説明を以て伺ひ、来玉
訓導せんむ

参事三番 市町村税の改正を立法院に立案要請中であるが、これは要するも
のと思はますか、あくまでも暫定的のものである事を御
み置し、願ひなき、歳入面の變化はありとも歳出は従来
諸節に順じたものであらば、歳出の款一項目には市町村自治法
に議會議員へは俸酬を支給しなればならぬと唱はれてゐる
ので此のやうに述べたのであり尚議長は村長が一月給料分
額副議長は其の半分と唱はれるものも其の旨にあり

議長 只今午後四時になりましが時間延長をするに如何と述べ

全員 賛成を唱ふ
議長 賛成を唱ふ
議長 議員の賛成を得時間延長する事を宣す

七番 議案オ十并は相当研究を要するものと思ふを述べ
休会し研究会に移し度と思はれ、休会希望を述べ

議長 七番議員の意見の通り休会し研究会して後日(七月四日)頃本
公議を同儀しては如何と述べ

全員 賛成を唱ふ
議長 賛成を唱ふ
議長 午後四時十五分休会を宣し来る七月四日午前十時より開議する事